

## 別紙 8 不可抗力による追加費用の負担割合

### 1. 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、損害又は追加費用が発生した場合、損害（但し、得べかりし利益を含まない。以下、本別紙 8 の本項及び次項で同じ。）及び追加費用額が設計・建設期間中に累計でサービス料 I の総額（但し割賦支払の部分にかかる割賦金利は含まない。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は甲が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。

### 2. 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、損害又は追加費用が発生した場合、損害又は追加費用額が一事業年度につき累計で一年間のサービス料 II 及び III の合計額（ただし、第 78 条による物価変動に伴う改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、不可抗力により保険金が支払われる場合、当該保険金額相当額は甲が負担すべき損害及び追加費用額から控除する。

### 3. 独立採算業務

前 2 項の規定にかかわらず、軽食コーナー運営業務にかかる損害及び追加費用の一切は乙の負担とする。